屋外広告物等の設置者又は管理者の皆様へ

福岡県都市計画課

令和３年１２月６日、大分市で看板を設置するための枠組みの支柱が倒壊し、**人身事故**が発生しました。

〇　屋外広告物の設置者又は管理者は、屋外広告物を良好な状態に保つため、補修その他必要な管理を行う必要があります。また、過去に屋外広告物であった工作物でも同様です。

〇　屋外広告物（過去に屋外広告物であった工作物を含む）の占有者又は所有者は、屋外広告物によって他者に損害を与えた際に、管理が杜撰な場合には、**損害賠償請求**を受けるおそれがあります（場合によっては、**刑事責任**を問われるおそれもあります）。

〇　屋外広告物等の設置者又は管理者の皆様は、定期的な**点検を実施**し、設置後長期間が経過し、**老朽化による倒壊、落下等のおそれ**があるものについては、速やかに**除却、改修等**の適切な措置を講じるようお願いします。

【福岡県屋外広告物条例第１３条】

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「広告物の表示者等」という。)は、広告物又は掲出物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行わなければならない。

【民法第７１７条第１項】

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。